

3 医師確保対策について

(茨城県)

医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行に伴い、都道府県の医療計画における医師の確保に関する事項の策定、臨床研修病院の指定権限及び研修医定員の決定権限の都道府県への移譲等の措置が講じられ、都道府県は医師の偏在対策に主体的に取り組むことと規定された。

国は、医師需給推計により 2028 年頃に医師総数は均衡するとしているが、医師の働き方改革による勤務時間数の短縮や女性医師数の増加、さらには医療の専門化及び高度化等、医師の勤務環境については先行きが不透明な状況にあることから、医師需給推計については、今後の状況をよく反映させた条件設定の下で再度検証を行っていく必要がある。

また、仮に、全国的な医師総数が充足したとしても、地域間の偏在や診療科間の偏在の解消、現場の実態を踏まえた医師確保が行われなければ医師不足の問題の解決には繋がらない。

については、地方における医師不足を解消し、全ての住民が安心・安全な医療を受けられる体制の構築に向け、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 医師需給推計及び医師偏在指標を、地域の実情をより踏まえたものとするとともに、国が主体となり、地域偏在及び診療科偏在の解消並びに地域に必要な医師の確保に向け、抜本的な対策を講ずること。
- 2 医師不足が顕著な地域を優先し、医学部の新設等に関する規制緩和や既設医学部の大幅定員増を可能とすること。

なお、医学部新設にあたっては、医師偏在を助長することがないように、設置者に対し適切な指導を行うこと。